

監査報告第21号
平成15年2月7日

財 務 定 期 監 査 結 果 報 告
〔行財政局 行政部・職員部・財政部〕

神戸市監査委員	近	谷	衛	一
同	寺	坂	光	夫
同	福	浪	睦	夫
同	吉	田	謙	治

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した平成14年度財務定期監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

下記の監査対象における主として平成14年4月1日～8月31日までに執行された事務について監査を行った。

行 財 政 局	行 政 部	庶務課, 新行政システム課
	職 員 部	人事課, 給与課, 厚生課
	財 政 部	財務課, 管財課, 経理課

2 監査の期間

平成14年10月1日～平成15年2月7日

3 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 主な監査項目

(1) 財政に関する事務

- ア 資金計画及び資金運用に係る事務
- イ 一時借入金の借入事務
- ウ 起債に係る事務
- エ 市債の償還に係る事務
- オ 特別会計からの繰入れ，特別会計への繰出しに係る事務

(2) 収入に関する事務

- ア 貸地料，貸家料等の収入に係る事務
- イ 行政財産の目的外使用料及び償還金に係る事務
- ウ その他の収入事務

(3) 支出に関する事務

- ア 給与，共済費及び恩給等の支給事務
- イ 補助金の支出事務
- ウ その他の支出事務

(4) 契約に関する事務

- ア 各種入札に係る事務
- イ 契約保証金の徴収及び返還事務
- ウ 管理運営委託，事業委託等に係る契約事務
- エ その他の契約に係る事務

(5) 財産の管理に関する事務

- ア 不動産の取得に係る事務
- イ 不動産の取得に伴う損失補償に係る事務
- ウ 開発者指導要綱に係る事務
- エ 公有財産台帳の整備に係る事務
- オ 普通財産の貸付，処分，管理等に係る事務
- カ 基金の管理及び運用に係る事務
- キ その他財産の管理に係る事務

(6) 財産区に関する事務

- ア 財産区有財産の管理，処分に関する事務
- イ 財産区の現金，預金及び有価証券の管理に係る事務

5 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、事務の一部について次のような改善を要する事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 収入に関する事務

- ① 職員待機宿舍使用料の調定について、全員分の調定がまとめて行われており、各個人に使用料の納入通知書が交付されないまま、納入が行われている事例が見受けられた。 (厚生課)
適正な事務処理を行うべきである。

(2) 契約に関する事務

- ① 人材開発センターについて㈱神戸商工貿易センターと賃貸借契約を締結しているが、契約書中の賃料に関する規定と貸室の表示において、一致しない事例が見受けられた。
(新行政システム課)
契約先と協議の上、賃料、貸付面積等を明確にし、契約を締結するべきである。

(3) 財産の管理に関する事務

- ① 土地賃貸借契約において、契約期間が満了しているにもかかわらず、契約を更新しないまま使用させている事例が見受けられた。 (管財課)
早急に契約を締結するべきである。
- ② 土地賃貸借契約書の末尾物件目録の表示が誤っている事例が見受けられた。 (管財課)
賃貸借物件を特定する物件目録については、正しく表示するべきである。